

平成21年11月12日
総務部総務課

地上デジタル放送移行支援業務の個人情報を受託業者の
営業活動に使用されないための対策について

1 誓約書の提出

委託業者に対して、個人情報の取り扱いや営業活動禁止について改めて指導を行い、以下の内容の誓約書の提出があった。

- ・委託契約で知り得た情報を、営業行為などの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しない。
- ・補償世帯に作成・配布する案内チラシは、委託業者やケーブルテレビが有利、または有利と誤解される表記、表現は用いない。
- ・補償世帯への説明、調査を行うにあたり、補償世帯からの相談、申込み等の意思表示がなされた場合を除き、補償世帯に対する営業等の各種活動は一切しない。

2 確認事項

委託業者が補償世帯に説明を行う場合、以下の内容で実施することを確認した。

- ・配布業務にあたり、身分証明書（新宿区地上デジタル放送移行支援訪問相談員）の提示をする。
- ・説明先から資料の説明をしていいかどうかの了承を得る。
- ・了承後、資料の説明を新宿区の代行として責任ある態度で丁寧に説明する。
- ・説明に関し、新宿区の代行としての立場を守り、委託業者のケーブルテレビの営業に関する説明はしない。
- ・説明終了後、説明先から委託業者のケーブルテレビの営業内容に関しての説明を求められた場合は、新宿区デジタル放送移行支援業務とは無関係の営業行為となる旨を説明して了解が得られた場合、後日、配布業務を行うこととされた説明員以外の者が説明先と連絡をとり、対応する。